

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第七十三号

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中

荷役機		
リフト	リーチ	ガント
リフト	リーチ	ガント
一台	一台	一基
三十分	三十分	三十分
二、六〇〇	三、四〇〇	二六、〇〇〇
—	—	—

を	
リフト	リーチ
リフト	リーチ
一台	一基
三十分	三十分
三、四〇〇	二六、〇〇〇
—	—

に改め、同表の三その二の注第一項中「第三条に規定する」の下に「準中型自動車、」を加える。

附則

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。ただし、別表第二の二の表の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に許可を受けている駐車場の使用に係る使用料については、当該許可の期間中に限り、なお従前の例による。